高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成29年５月31日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．のうち、「高速自動車国道中央自動車道西宮線他45路線」を「高速自動車国道中央自動車道西宮線他49路線」に改める。

１．［１］を次のとおり改める。

［１］料金の徴収区間

路線名	徴収区間
⑴　高速自動車国道中央自動車道西宮線	八日市インターチェンジから西宮インターチェンジまで
⑵　高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	天理インターチェンジから吹田インターチェンジまで
⑶　高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	甲賀土山インターチェンジから神戸ジャンクションまで
⑷　高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	松原インターチェンジから有田インターチェンジまで
	御坊インターチェンジから南紀田辺インターチェンジまで
⑸　高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	吉川ジャンクションから小浜インターチェンジまで
⑹　高速自動車国道中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジから下関インターチェンジまで
⑺　高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	神戸ジャンクションから廿日市ジャンクションまで
	大竹ジャンクションから山口ジャンクションまで
⑻　高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線	宇部ジャンクションから下関ジャンクションまで
⑼　高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	播磨新宮インターチェンジから宍粟市（(仮称）山崎ジャンクション）まで
⑽　高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	岡山総社インターチェンジから北房ジャンクションまで
	落合ジャンクションから米子インターチェンジまで
⑾　高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	三刀屋木次インターチェンジから松江玉造インターチェンジまで
⑿　高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線	広島ジャンクションから広島北インターチェンジまで
	千代田ジャンクションから浜田インターチェンジまで
⒀　高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	宍道ジャンクションから出雲インターチェンジまで
⒁　高速自動車国道四国縦貫自動車道	徳島インターチェンジから川之江東ジャンクションまで
	川之江ジャンクションから大洲インターチェンジまで
⒂　高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線	徳島市(（仮称）徳島東インターチェンジ）から須崎東インターチェンジまで
⒃　高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線	西予宇和インターチェンジから大洲北只インターチェンジまで
⒄　高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	門司インターチェンジから鹿児島インターチェンジまで
⒅　高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	えびのインターチェンジから宮崎インターチェンジまで
⒆　高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線	長崎インターチェンジから大分米良インターチェンジまで
⒇　高速自動車国道東九州自動車道	北九州ジャンクションからみやこ豊津インターチェンジまで
	椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまで
	大分米良インターチェンジから佐伯インターチェンジまで
	門川インターチェンジから清武ジャンクションまで
	末吉財部インターチェンジから隼人東インターチェンジまで
(21)　高速自動車国道関西国際空港線	泉佐野ジャンクションからりんくうインターチェンジまで
(22)　高速自動車国道関門自動車道	下関インターチェンジから門司インターチェンジまで
(23)　高速自動車国道沖縄自動車道	許田インターチェンジから那覇インターチェンジまで
(24)　一般国道１号（京滋バイパス）	大津市から京都府久世郡久御山町まで
(25)　一般国道１号（油小路線）	京都市伏見区深草中川原町から同区向島大黒まで